

## 平成28年度 第4回政策推進会議報告

日時 5月31日 13時30分～15時14分

場所 4-1会議室

出席者 23人

### 1 次期尼崎市議会定例会市長提出予定案件について

企画財政局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・交通局資産の売払いの関係で出屋敷休憩所は使わないということは聞いているが、今後どのような扱いになるのか。また、以前魚つり公園で損害賠償問題が発生しており、指定管理者の状況を見てから判断することになっていたが、今回改修を行うということは、今後も魚つり公園を存続するという判断のもとでの改修か。

出屋敷休憩所は、以前から懸案になっている富松城址の交換用地として話を進めているため、今回このような形であがってきていない状況である。

魚つり公園は、一度委員協議会において存続をさせるという説明をしている。理由としては、利用者が非常に増えていること、撤去するのに市の単費で3億かかるということもあり、エース資金を使って改修を行い、継続していくこととした。

(市長)つまり、資金はエース資金で一般財源ではあるものの、使うために集めているお金が財源となっていることと、撤去費用が相当かかるため、それであれば、エース資金を充てて、活用していくこととした。ただ、これは行革項目だったか。廃止予定だったものを存続して手を入れることについて、何らかの手続きはなされたのかというよくわからない。

(岩田副市長)行革項目ではない。ここ10年間くらい廃止しようという動きはあったが、まだ利用できることもあり、財源についても廃止と存続で見比べると存続のほうが良いと判断し、当面存続の方向としてきた。

(市長)行政手続き上、うやむやになっている訳ではないということか。

平成26年9月26日の建設企業委員会の協議会で議会へ報告を行っている。

- ・追加予定案件の教育総合センターと視聴覚センターの条例はどのような内容か。

サピエンチアタワーの関係で建築審査会へかける必要があり、審査会を経て、本日許可行為が下りたため、今回の議案には間に合っておらず、今週金曜日の議会運営委員会で説明を行い、当初提案に乗せる形で進めている。

(市長)大学でなくなったことで既存不適合となり、一つ一つ建築審査会を通していかなければならない関係で、今回の議案には間に合っていない状況である。

(市長)本日の議会運営委員会において、今回の議案の説明を行った中で、第84号議案で消費税の10%引き上げを見込んだ条例改正になっているため、現在、国の動きが引き上げ延長を確実視している中で、扱いをどうするのかと議会からも確認があった。延期にするとしても、国が法律を通して初めて有効となるものであるため、今成立している地方税法改正の法律に基づき今回条例改正を行い、国が法律の改正を行えば、本市も条例改正を行う手続きとなっている。ただ、延期になれば、特に子ども子育て関連で財源に穴が空くことが、課題で

ある。

## 2 (仮称)尼崎市公共調達基本条例(骨子素案)に対する市民意見公募手続の実施について

資産統括局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・ 前回、あり方の勉強会で、業務委託についてはA案 1千万円、B案 2千万円、C案 その他という形で聞いていたが、今回はその後検討された中で、1千万円の業務委託という方針を定め、市民意見公募を行うということか。

ボリュームとの関係があるが、基本的には職員 1 名増で対応できる業務の範囲を視野に入れながら進めてきたが、問題意識は、特に労働環境の部分において工事よりも業務委託であると認識しているため、今回の骨子素案では業務委託は1千万円以上とした。

- ・ 契約課が行うものと所管課契約で分けていないが、環境部の決算ベースで1千万円以上の委託を年間50件弱行っている。ただ、それが今回対象となる人件費が主なものの分類はまだできていないが、かなりの件数はあると見込んでいる。1千万円以上という基準を条例に載せることに疑義はないが、件数は多く、他の局でもそうではないかと考えている。

(市長) それなりの対象案件があるだろうが、基本的な考え方としては、当面の間は1名の定数増で対応できるボリュームを目処として組んでもらっている。進めていながら様子を見ていかなければならない要素もあると思うが、スタートを切っていきたい。特にゴミについては議会の関心も高く、現場の問題もあるため、今までも改善してきてもらっているが、これからも進めながら改善していくしかない。今は何年に一回入札にかけているのか。

- ・ 4年に一回である。

初年度が競争入札で以後3年は随意契約である。

- ・ 家庭ゴミは直接雇用となっており、原則で最低制限価格を設けてもらっているため、最低賃金は守られている。

(市長) ゴミの収集に関しては、入札を開始してからまだあまり回数を重ねていないが、最低制限価格を下回る札が入って失格になるケースもあり、試行錯誤途上である。全庁的に所管課契約においても対象案件が出てくるという点において、ご理解、ご協力が必要な点があると思うので、よろしく願いたい。

- ・ 資料3ページの6 - (1)及び(2)の関係について、(1)は基本的に市内業者に発注するということだと思うが、(2)は経済的合理性に配慮とあるが、具体的に言うと、分離分割発注を促進するということか。

その通りで、ここには分離分割発注も含む。また、主観数値の拡大によって市内事業者の受注機会を増やすことも含む。

- ・ (1)を進めて、加えて(2)を進めるというイメージか。

その通りである。このあたりの記載は、現状的にはほぼ実施できている。

(市長) ここは、どちらかというと既に実施していることを条例化しているものである。ただし、市内事業者といっても、準市内事業者や色々な考え方について議論がある中で、一旦、市内に本社を置く事業者を市内事業者と位置付けて条例化するものである。

この条例については、企業会計も対象となるので、よろしく願いたい。

- ・資料6ページの9 - (4)について、新たに公共調達に係る業務で継続性のあるものを受注する事業者は前の労働者を雇用することを前提に入札に参加するということが。

端的に言うとそのような意味だが、目的は第一に業務の質の確保と業務の継続性であるという前提のもとで、特段の事情が無い場合は、従前労働者を雇うという努力義務であるが、強制力はない。業務によっては、現実にも今このようなことが起きている。

- ・目的は業務の質の確保と継続性ということで、労働者の雇用の安定が主目的ではないということ、業務内容によっては、全く新たな労働者を雇うことも可能ということか。

そのとおりである。事業者がA社からB社に変わった際に、B社が既に労働者を雇用している可能性もあるため、その場合は、その人を切ってまで従前労働者を雇ってもらうことはできない。

- ・条例の実効性を担保するために、報告書を求めることとなっており、資料6ページ9 - (5)で不正行為の排除とあるが、例えば談合をした場合、従前であれば半年や一年など受託の禁止期間を設けていたが、報告書の提出が無かった場合や拒否をされた場合には、氏名の公表を行うことが実際罰則に相当するものになると思うが、入札に参加させない等、具体的にどのような措置をとるのか。

登録業者については、入札参加停止処分を検討している。登録業者でない場合がある指定管理者等、登録業者以外については、別立てホームページ等での氏名の公表を検討している。

- ・事の重い、軽いによって期間が違うイメージか。

その通りである。そのあたりは要綱で定める予定としている。

(市長) 直接・間接的な利害関係を有する可能性のあるステークホルダーとなるであろう団体等とは意見交換も重ねてもらっており、また、議会でも相当の質問が予想される。何より我々の日々の実務に影響を及ぼす条例となっており、全庁的に協力が必要である。

- ・工事のような額の大きいものはイメージできるが、コミュニケーションのようなソフト事業で質が問われるものも、契約に関するものは全てこの範疇に入ってくるのか。

基準をどう作るか検討しているところだが、その手の業務は人件費を高い基準で見ていることが多い。例えば、清掃でいうと日額にしても人件費がかなり低くなっている。設計金額である程度の水準の労務単価が置かれているものについては、対象に入れるつもりはないが、色々なケースが考えられるため、内容を確認しながら対象にするかどうかこれから検討していくところである。

(市長) デザインなどのコンテンツ系にどの程度のお金を支払うのが妥当かは難しいが、あまりにも市民感覚とかけ離れた金額を払うことも難しい。

- ・こちら側に質を見る目が無いと、言われたままの金額になるか、後で批判される可能性もある。

### 3 その他

- ・危機管理安全局長から、平成28年度熊本地震に係る本市の被災地支援等について説明。
- ・市民協働局長から、スワンスワンデーについて説明。

- ・健康福祉局長から、尼崎たばこ対策宣言について説明。
- ・経済環境局長から、エコあまフェスタ 2016 について説明。
- ・船木顧問から、船木顧問による職員育成ゼミ（2016 ゼミ生募集）について説明。

以 上